

小牧市特別職報酬等審議会条例

昭和 3 9 年条例第 5 1 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、小牧市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 1 0 人以内をもつて組織し、その委員は小牧市の区域内の公共的団体等の代表者を加え、住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 4 7 年条例第 2 号）

この条例は、昭和 4 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 5 年条例第 5 号）

この条例は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年条例第 1 号）

1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 5 3 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する場合においては、この条例による次の改正前の条例の規定については、なおその効力を有する。

(1)から(4)まで 略

(5) 小牧市特別職報酬等審議会条例第 2 条

附 則（平成 2 0 年条例第 2 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 7 年条例第 1 5 号）

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

小牧市特別職報酬等審議会の開催運営に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市特別職報酬等審議会条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか小牧市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の開催運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問)

第 2 条 市長は、特別職の報酬等の額の適正を期するため必要に応じ、審議会に諮問するものとする。

(会議)

第 3 条 審議会の会長は、前条の諮問があつたときは、条例第 5 条の規定に基づき速やかに審議会を招集するものとする。

(資料の提供)

第 4 条 市長は、審議会の審議が適切に行われるために次に掲げる資料を審議会に提供するものとする。

(1) 近年における消費者物価上昇率

(2) 人口、財政規模等の類似地方公共団体の特別職の職員の給与月額

(3) 過去における特別職の職員の給与の改定状況

(4) 一般職の職員の給与改定の状況

(5) その他必要と認める資料

(答申)

第 5 条 審議会は、審議が終了したときは審議の経過、答申の理由等を明確にし、速やかに市長に答申するものとする。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市長公室行政経営課で行う。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 5 7 年 1 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。